

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年7月10日
【会社名】	ライト工業株式会社
【英訳名】	RAITO KOGYO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阿久津 和浩
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北4丁目2番35号
【電話番号】	東京(3265)2551(大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部副本部長 大和田 博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区九段北4丁目2番35号
【電話番号】	東京(3265)2551(大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部副本部長 大和田 博
【縦覧に供する場所】	ライト工業株式会社 中部統括支店 (愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目6番地1号 サン・納屋橋ビル3階) ライト工業株式会社 西日本支社 (大阪府吹田市江坂町1丁目16番地8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2023年6月29日開催の当社第76回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2023年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金61円

第2号議案 定款一部変更の件

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築すること及び株主の皆様からの信任の機会を増やすことを目的として、取締役の任期を2年から1年に短縮するため、現行定款第19条（取締役の任期）の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役15名選任の件

取締役として、阿久津和浩、船山重明、川村公平、西誠、村井祐介、山本明伸、川本治、金藤達也、山根智之、和平好伸、白井真、國生剛治、清水裕子、永田武、浅野浩美を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、佐藤力、丸野登紀子を選任するものであります。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

経済情勢や経営環境が変化し取締役の責務が今後さらに増大するなか、多様で有為な人材を確保するため有効な報酬水準とすべく、取締役の報酬額を「月額3,500万円以内（うち社外取締役は月額500万円以内）」に改定するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	401,693	312	9	(注)1	可決(99.31%)
第2号議案	401,692	314	9	(注)2	可決(99.31%)
第3号議案				(注)3	
阿久津 和浩	384,525	17,478	9		可決(95.07%)
船山 重明	399,484	2,520	9		可決(98.76%)
川村 公平	399,476	2,528	9		可決(98.76%)
西 誠	399,497	2,507	9		可決(98.77%)
村井 祐介	399,501	2,503	9		可決(98.77%)
山本 明伸	399,498	2,506	9		可決(98.77%)
川本 治	399,504	2,500	9		可決(98.77%)
金藤 達也	399,501	2,503	9		可決(98.77%)
山根 智之	399,505	2,499	9		可決(98.77%)
和平 好伸	399,505	2,499	9		可決(98.77%)
白井 真	401,046	958	9		可決(99.15%)
國生 剛治	400,975	1,029	9		可決(99.13%)
清水 裕子	401,050	954	9		可決(99.15%)
永田 武	401,001	1,003	9		可決(99.14%)
浅野 浩美	401,004	1,000	9		可決(99.14%)
第4号議案				(注)3	
佐藤 力	397,562	4,441	9		可決(98.29%)
丸野 登紀子	401,568	437	9		可決(99.28%)
第5号議案	401,089	851	74	(注)1	可決(99.16%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上